

令和6年4月1日

保護者様

群馬県立吾妻特別支援学校  
校長 中村 卓雄

### 学校での与薬について

保護者の皆様には、本校の教育につきまして、御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、特別支援学校において、児童生徒の健康管理上やむをえず学校管理下で与薬（内服・皮膚への軟膏塗布・点眼・点鼻等）を実施せざるをえない現状があります。

そこで、学校管理下での与薬を希望される場合は、医師の処方を受けた医薬品であることと、保護者からの依頼書（別紙：「与薬指示依頼書」）の提出があることを確認した上で、教諭・養護教諭が与薬を実施いたします。

下記のことを御確認いただき、より安全な健康管理を行うため、御協力をお願いいたします。

### 記

- 1 学校での与薬については、医師の処方を受けた医薬品に限ります。与薬を希望する場合は「与薬指示依頼書」を提出していただきます。
- 2 「与薬指示依頼書」が必要な場合は以下のとおりです。
  - ・定期薬：日常的に長期にわたり服薬していて、学校での服薬が必要な場合
  - ・臨時薬：かぜなどで、臨時に限られた期間処方された薬で、学校での服薬が必要な場合
  - ・災害時用薬：非常災害時、帰宅が困難な時のために、定期薬（日常的に必要な薬）を準備する場合
  - ・宿泊用薬：宿泊を伴う行事の際、処方された薬（定期薬・臨時薬）を準備する場合
- 3 緊急時薬（アレルギー発症時やけいれん発作等の緊急時に必要な薬）を学校で預かり、与薬する場合は、相談が必要です。必要時は学校まで連絡してください。